

自動車運転代行業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができない場合における、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」といいます。）における取扱いが、警察庁及び国土交通省から、次のとおり示されましたのでお知らせいたします。

1 損害賠償措置を講ずべき義務等について

新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができないことにより、代行運転自動車を運行しない場合には、自動車運転代行業者が損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約（以下「損害賠償責任保険契約等」といいます。）を一時的に解除する場合であっても、法第12条に定める損害賠償措置を講ずべき義務の違反とはなりません。

※ 契約をしていない状態で営業を行うことがないように注意願います。

2 損害賠償責任保険契約等を解除した場合の届出について

損害賠償責任保険契約等を解除した場合には、法第8条第1項の規定に基づき、主たる営業所を管轄する警察署に、損害賠償措置に関する変更の届出が必要です。

なお、営業を開始又は再開するに当たって損害賠償責任保険契約等を再度契約した場合も同様です。

3 認定の取消しについて

営業の意思があり、かつ、営業を行う能力が将来にわたって認められるにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症に関連して、自動車運転代行業の営業を休止し、又は営業を開始することができない場合には、法第7条第1項第3号に規定する「正当な事由」があることから、認定の取消し処分の対象とはなりません。

お問い合わせ先

- 主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通課
- 福井県警察本部交通企画課企画指導係 電話 0776-22-2880（内線5022・5023）
- 福井県地域戦略部交通まちづくり課 電話 0776-20-0724（直通）